

スレバ非難ノ打チ所ノナイヤウナ方法ト云
フモノヲ見附ケ出スコトガ出來マセヌモノ
デスカラ、丁度法律ニ營業成績ノ惡イモノ
ハ建設費ヲ公債ノ時價デ換算シタモノ以内
デ補償金額ヲ政府ハ定ムル、斯ウニツ標準
ガ法律ノ文面上出テ居ルモノデスカラ、其
ニツヲ合セテニデ割ッタ位ノ所ガ妥當デハ
アルマイカト云フ位ナ所デゴザイマシテ、
ソレ以外ニシッカリシタ根據ガアル譯デハ
ゴザイマセヌ

○男爵中村謙一君 其點ハ能ク分リマシタ
ガ、是ハ結局先例ニナルヤウナコトニナル
ト思ヒマスガ、二デ割ルコトハ、若シ是方
會社ガ缺損シテ居ル場合ニハドンナ風ニ御
考ヘニナリマスカ、附加ヘテ置キマスガ、
缺損ノ場合、或ハソレカラ利益金ガ建設費
ニ對シテ五分ニ達シナイヤウナ場合ハ如何
デゴザイマスカ

○政府委員(喜安健次郎君) 大體ニ於キマ
シテ缺損デナイ場合ニハ是ト同ジヤウナ方
法デ將來モヤリタイ、唯缺損ノ場合ハ、例
スルト「ゼロ」ニナリマシテ、補償金額ガ一
厘モナイト云フコトニナルノデスカラ、サウ
云フ場合ニハ或ハ少シ其處ニ手加減ヲ致シ
マシテ、或ハ缺損ノ時ニハ「ゼロ」、常ニ「ゼ
ロ」ト云フコトニデモシタラバドウカ知ラヌ

ト云フコトヲ考ヘテ居リマスガ、大體ニ此
一分、例ヘバ一分ニナリマシテモ建設費ノ
二割ダケハ加ハル譯デゴザイマスカラ、多
少デモ利益ガアリマス場合ハ此方法デ宜シ
イト思ヒテ居リマスガ、缺損ノ時ハ結局「ゼ
ロ」ニデモシナケレバ非常ニ氣ノ毒ナ結果
ヲ生ジヤシナイカト思ヒテ居リマス

○男爵中村謙一君 是ハ補償ニハ關係ガナ
イノデゴザイマスガ、將來貢收ノ問題ガ起
ルヤウナ場合ニ於テ、補償ノ金額ノ算定ノ
基礎ガサウ云フ風ナ大體ノ御見込デアルト
スルト、買收ノ場合ニモ同ジヤウナ計算ノ
方法ガ適用サレナイト不公平ガ起ルダラウ
トモ思ヒマスガ、其邊ニ付テハ如何デゴザ
イマスカ

○政府委員(喜安健次郎君) 買收ノ場合ニ
於キマシテモ大體是ト同ジヤウナ方法デ進
マナケレバナルマイト思ヒテ居リマス
モ此補償金ヲ貰ヒマスレバ直グニモウ解散
シテ清算ラシタイ、斯ウ云フ心組デ居ルサ
ウデゴザイマス

○伯爵酒井忠克君 此軌道ト省線トノ離レ
テ居ル距離ノ一番廣イ所ハドノ位アルデセ
ウカ

○政府委員(喜安健次郎君) 一番離レテ居
國務大臣

鐵道大臣 三土 忠造君

八馬 雜介君

阿部房次郎君

青木 周三君

男爵中村 謙一君

子爵綾小路 護君

伯爵酒井忠克君 一番近イ所デ……

○政府委員(喜安健次郎君) 一番近イ所ハ
矢部川驛前デゴザイマスガ、其處ハモウ續

イテ居リマス、大體七八町離レテ居ル程度

鐵道政務次官 名川 侃市君

喜安健次郎君

第四部第八類 柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號 昭和七年六月十一日

三

第四部第八類 柳河軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號 昭和七年六月十一日

四

昭和七年六月十一日印刷

昭和七年六月十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局